破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４５号
岩手県大船渡市大船渡町字野々田24番地２
債務者　平山　俊勝
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第４８号
岩手県大船渡市末崎町字細浦13番地２　滝田喜蔵６号
債務者　畠山惠都子
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第９１号
島根県出雲市平田町1024番地
債務者　松本　光吉
1　決定年月日時　平成27年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第９３号
島根県大田市温泉津町小浜イ11番地甲
債務者　山川　裕子
1　決定年月日時　平成27年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第２９９号
和歌山県和歌山市井戸80番地６
債務者　大岡　智之（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３０５号
愛知県高浜市八幡町５丁目１番地19　ロイヤル八幡Ａ－101、前住所愛知県高浜市湯山町４丁目７番地２　県営葭池住宅７棟202号
債務者　山崎ツキエ
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第７９６号
埼玉県川口市戸塚東４丁目29番２号　第三明正ハイツ203
債務者　佐藤　恵輔
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９８９号
埼玉県上尾市西宮下３丁目142番地６　グリーンドエル201
債務者　磯崎　典子
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０３８号
さいたま市北区日進町１丁目173番地17　ベルヴィル大宮Ｃ棟406号
債務者　茂木　祐二
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０９９号
さいたま市南区大字太田窪2606番地２　シャトレグリーンヒル101
債務者　山形　臣太
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１００号
さいたま市南区大字太田窪2606番地２　シャトレグリーンヒル101、旧住所東京都北区赤羽北２丁目19番６－305号　メゾン・ド・プラネット
債務者　山形　大地
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１４１号
埼玉県桶川市若宮１丁目８番18－502号
債務者　佐藤　信子（旧姓根岸）
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１４２号
さいたま市大宮区三橋２丁目229番地
債務者　名塚　　準
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４４５号
埼玉県三郷市彦成３丁目10番２－502号、旧住所埼玉県三郷市彦成３丁目10番９－1108号
債務者　笠間　英里
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４５８号
埼玉県春日部市六軒町521番地　レオパレス一ノ割第15－203号
債務者　渡辺　弘人
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４８９号
埼玉県春日部市大場839番地５
債務者　関根　信幸
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第９７号
新潟県柏崎市西山町鎌田589番地
債務者　古川　正樹
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係